

QA10 避難基準について教えてください

現在、除染やインフラ復旧等を迅速に進めるため、警戒区域及び避難指示区域を、市町村毎に線量に応じた新たな避難指示区域へと見直しを進めています。

1. 警戒区域及び避難指示区域の設定

平成 23 年 3 月 11 日の福島第一原発事故の発生以降、市町村は、原子力災害の拡大防止のため、国の指示に基づき、警戒区域及び避難指示区域を設定してきました。

警戒区域

東京電力福島第一原子力発電所半径 20km 圏内について、住民の安全及び治安を確保するため、避難を指示するとともに、同地域を警戒区域に設定し、区域内への立入りを原則、禁止。

計画的避難区域

事故発生から 1 年の期間内に積算線量が 20 ミリシーベルトに達するおそれがある地域について、住民の健康への影響を踏まえ、計画的な避難を求める区域を設定。

緊急時避難準備区域

20km・30km 圏内は、屋内退避指示を解除し、緊急時の避難等を求める区域を設定。

2. 区域見直しの実施

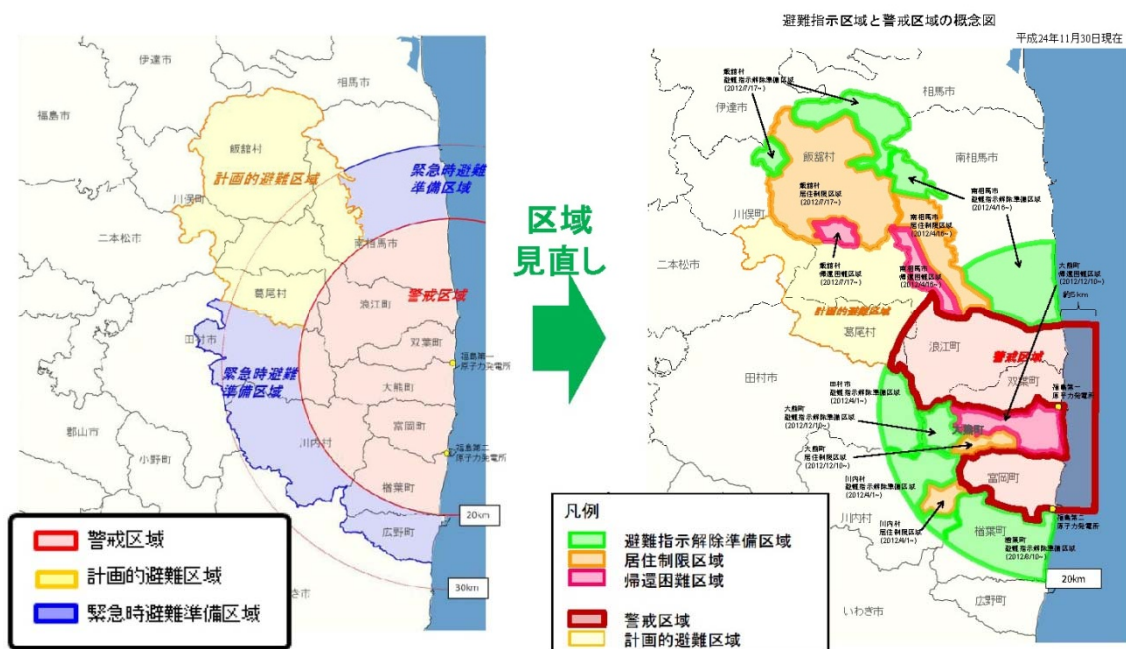
- (1) 平成 23 年 12 月 16 日、ステップ 2 の完了により、今後、同原子力発電所から大量の放射性物質が放出され、住民の生命又は身体が緊急かつ重大な危険にさらされるおそれはなくなったものと判断されました。
- (2) このため、警戒区域は、基本的には解除の手続きに入ることが妥当と考えられます。また、現在設定されている避難指示区域についても一体として見直すこととし、新たな避難指示区域である、「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」への再編に向けて、県や市町村などの関係者と協議を行っています。
- (3) 引き続き、国としては、住民の皆さまの一日でも早いふるさとへの帰還に向けて、県、市町村、住民などに真正面から向き合い、政府一丸となって、総合的な支援策を責任を持って講じていきます。

新たな避難指示区域の概要

避難指示解除準備区域	年間積算線量 20 ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域
------------	--

居住制限区域	年間積算線量が 20 ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域
帰還困難区域	5 年間を経過してもなお、年間積算線量が 20 ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が 50 ミリシーベルト超の地域

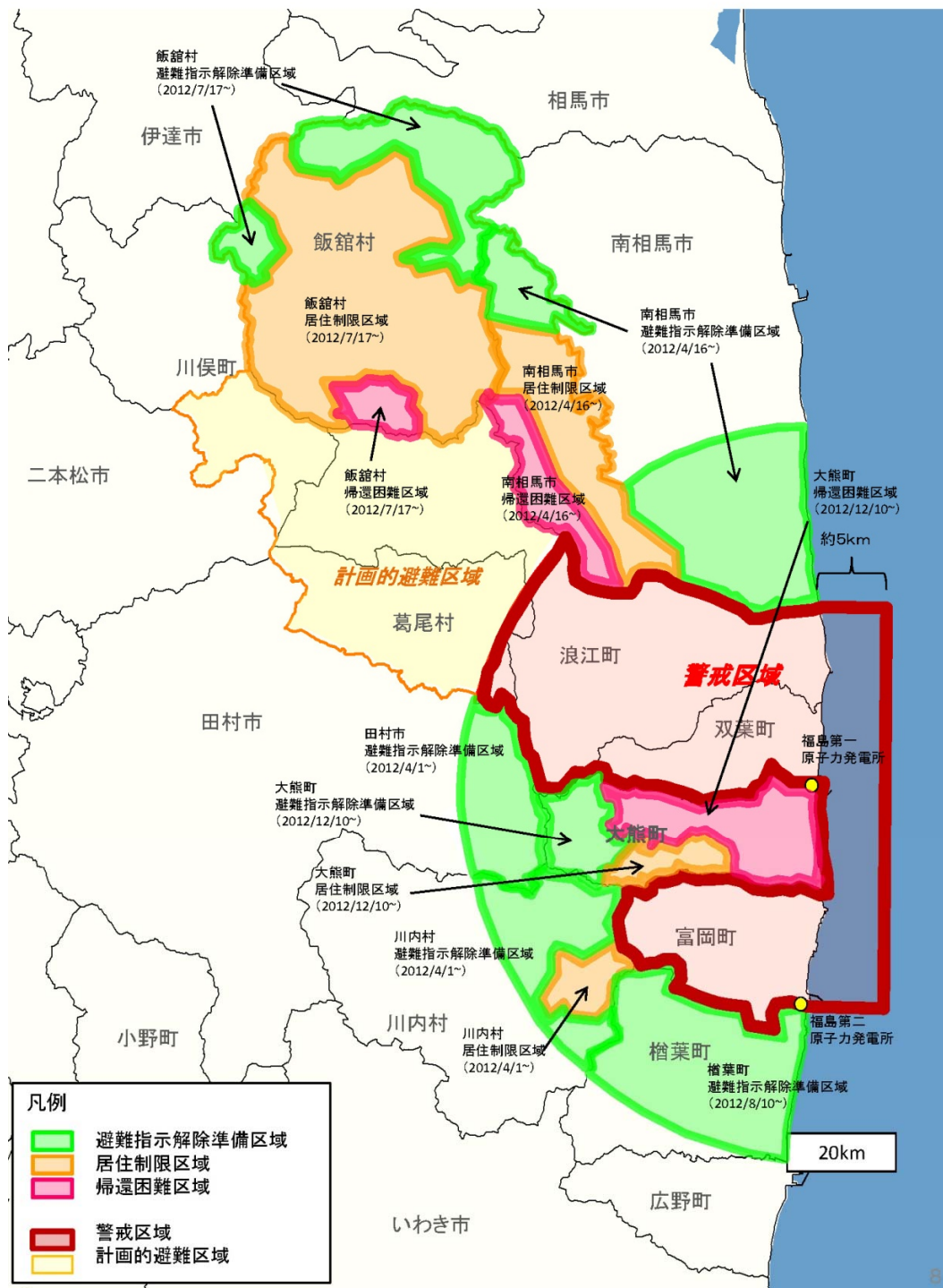
避難指示区域等の変遷



東京電力福島第一原子力発電所に係る避難等の指示（経緯）			
平成 23 年	3 月 11 日	21 : 23	・ 半径 3 km 圏：避難、半径 3～10 キロメートル圏：屋内退避
	3 月 12 日	5 : 44	・ 半径 10km 圏：避難
		18 : 25	・ 半径 20km 圏：避難
	3 月 15 日	11 : 00	・ 半径 20～30km 圏：屋内退避
	4 月 21 日	11 : 00	・ 半径 20km 圏：警戒区域（設定は 22 日午前 0 時）
	4 月 22 日	9 : 44	・ 半径 20～30km 圏：屋内退避の解除 ・ 浪江町、葛尾村、飯舘村、南相馬市の一部及び川俣町の一部：避難（計画的避難区域） ・ 広野町、楡葉町、川内村、田村市の一部及び南相馬市の一部：緊急時避難準備区域
平成 24 年	9 月 30 日	18 : 11	・ 広野町、楡葉町、川内村、田村市の一部及び南相馬市の一部：緊急時避難準備区域の解除
	3 月 30 日		・ 田村市、川内村、南相馬市：警戒区域を解除し、3 つの新たな避難指示区域に見直し（田村市及び川内村は 4 月 1 日実施、南相馬市は 4 月 16 日実施）
	6 月 15 日		・ 飯舘村：3 つの新たな避難指示区域に見直し（7 月 17 日に実施）
	7 月 31 日		・ 楡葉町：避難指示解除準備区域に見直し（8 月 10 日に実施） ・ 富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町：海域のうち、陸域の約 5km から東側の避難指示区域及び警戒区域を解除
	11 月 30 日		・ 大熊町：3 つの新たな避難指示区域に見直し（12 月 10 日に実施）

避難指示区域と警戒区域の概念図

平成24年11月30日現在



出典：復興庁「避難住民説明会等で行く出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：2012年12月25日

本資料への収録日：2013年1月16日